

2007年3月8日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業
所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供することについて
(答申)

2007年2月9日付けで諮問(第247号)された法人等の市民税並びに軽自動車税，市たばこ税，入湯税及び事業所税の賦課事務に係る個人情報を目的外に提供することについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性が認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するにあたり必要な個人情報を目的外に提供する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市自転車等の放置防止に関する条例(平成2年藤沢市条例第29号)第13条第1項は，「市長は，…自転車等を移動し，保管したときは，…規則で定めるところにより，その利用者等に当該自転車等を変換するために必要な措置を講じなければならない。」と規定し，これを受けて「必要な措置」の内容を定める同条例施行規則(平成2年藤沢市規則第21号)第5条第1項は，その第3号で「保管自転車等の利用者等を調査すること」と定めている。この規定は条例第10条第2項第2号及び第12条第1項第2号の「法令等の定めがあるとき。」の「定め」にあたるため，これらの規定を根拠として交通安全課

から市民税課になされる原動機付自転車の所有者情報についての照会については、条例第12条第1項第2号の規定に基づき、実施機関内部における利用に応じてきた。

同様に各市区町村の自転車等の放置防止に関する条例等の担当部署から、本市が持つ地方税法（昭和25年法律第226号）第442条第1項に規定されている原動機付自転車に関する所有者情報の目的外提供の依頼がされた場合においても、広域的な道路交通安全行政や広域的な都市防災行政の観点からの公共性から、その権限と責任を負う者からの照会であることから応じてきた。この度、事務の見直しに伴い整理した結果、この照会について、条例第12条第2項第4号の規定による藤沢市個人情報保護制度運営審議会の諮問事項であると判断し、今回諮問することとなった。これに加え、今後もこのような照会が増加すると予想されるため、同審議会の個別の諮問の手続きを経なくても、目的外提供できるという包括的な取扱いをするべく併せて諮問するものである。

(2) 個人情報をも目的外に提供する必要性について

ア 目的外に提供する必要性

この照会が、公共の秩序安寧を維持するために必要な広域的な道路交通安全行政の事務執行をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められるものである。

また、この照会の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

よって、この照会の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、その必要性及び権限を有している者であることを確認できた場合に限り、これを条件とし、照会に応じる必要があるものと判断し提供することとしたい。

イ 目的外に提供する個人情報

(ア) 所有者の住所

(イ) 所有者の氏名

(ウ) 所有者の電話番号

ウ 目的外に提供する相手方

各市区町村の自転車等の放置防止に関する条例等の規定に基づく提供依頼を行う市区町村長

(3) 実施時期（予定年月日）

平成19年3月9日以降

(4) 添付書類

ア 藤沢市自転車等の放置防止に関する条例及び同条施行規則

- イ 横浜市自転車等の放置防止に関する条例及び同条施行規則
- ウ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- エ 照会依頼文及び回答書
- オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、本件目的外に提供する必要性について、次に述べる理由により、以下の判断をするものである。

この照会は、公共の秩序安寧を維持するために必要な広域的な道路交通安全行政の事務執行をする上で行われるものであり、その権利付与の規定に基づき、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのものの正当性及び公共性は認められる。

また、この照会の目的外提供に係る個人情報は、市町村の課税データとしてしか存在せず、他の代替手段が想定し難いものである。

実施機関では、この照会の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、その必要性及び権限を有している者であることを確認できた場合に限ることを条件としている。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

以 上